

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。

国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第109号

事例1

テレビで**商品券**が使用できなくなるというニュースを見た。今**手元にある商品券**も使えなくなるのか。(70歳代 女性)

事例2

新聞紙上で**商品券**が使えなくなるという記事を見た。**払い戻し**をしたいので連絡先を教えてください。(60歳代 男性)



商品券が 使えなくなるってホント？

ひとこと 助言



見守るくん

- 2010年4月に「資金決済法」が施行され、利用終了となる商品券やギフト券が増えていることから、事例のような相談が増加しています。
- すべての商品券が使えなくなるわけではありません。また、利用終了となった商品券も、60日以上のお払い戻し申請期間が設けられますので、この期間内に申し出るようにしましょう。
- お払い戻し申請期間を過ぎてしまった場合も、すぐに廃棄せず、まずは発行者に問い合わせてみてください
- 金融庁等のホームページ**で、使えなくなる商品券やお払い戻し期間・連絡先等が確認できます。
金融庁：<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/>
国民生活センター：<http://www.kokusen.go.jp/recall/bunrui/syouhinken.html>
- ホームページを見ることができない場合は、**金融庁「金融サービス利用者相談室」**(TEL: 0570-016-811、IP電話・PHSからは03-5251-6811)にお問い合わせください。